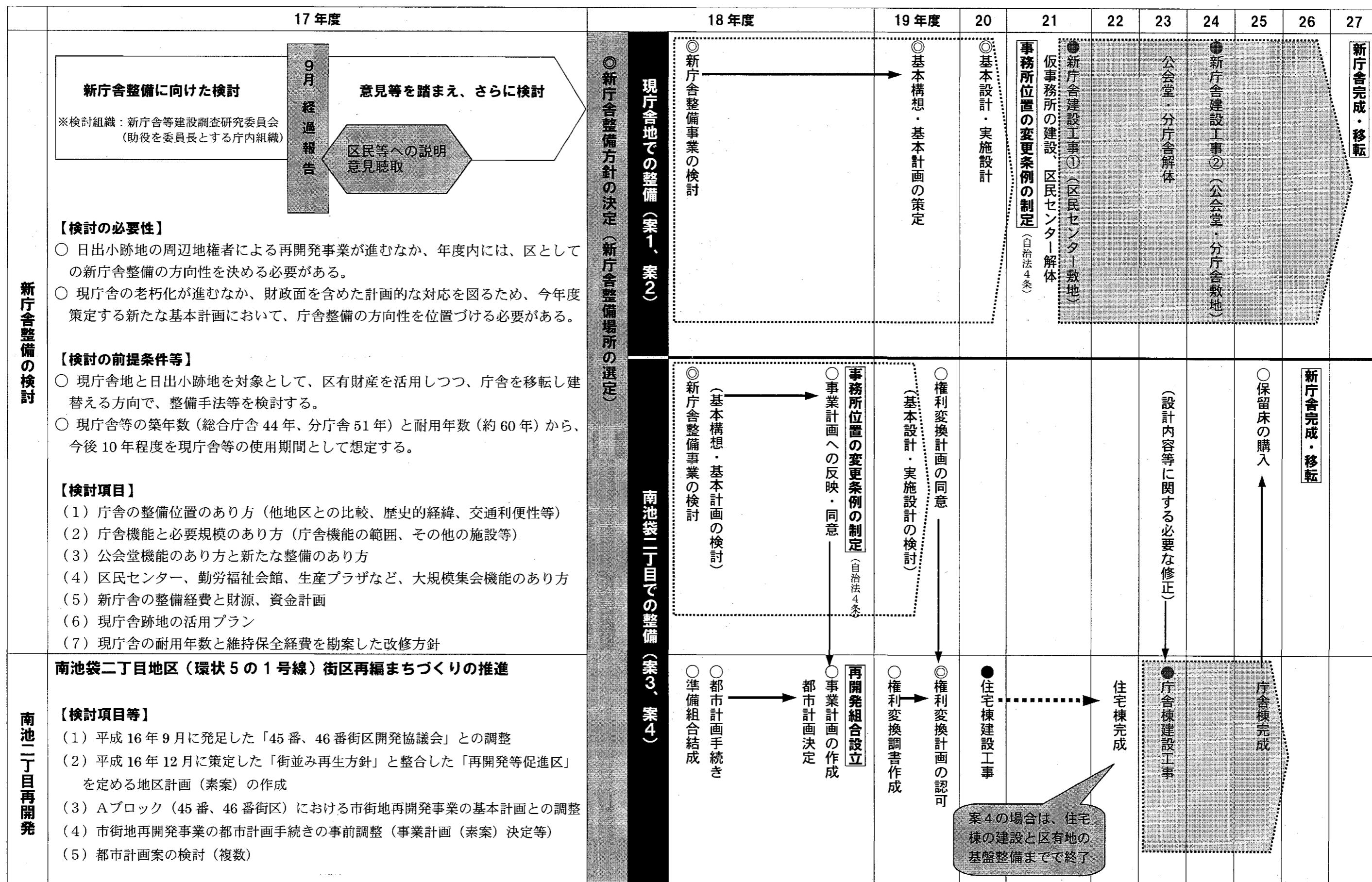


平成17年度における新庁舎整備の検討内容と平成18年度以降の想定スケジュール



案4の場合は、住宅棟の建設と区有地の基盤整備までで終了

## 新庁舎建設計画の比較

	案 1	案 2	案 3	案 4
建設場所	公会堂、分庁舎A・B館、区民センター敷地		南池袋二丁目（日出小学校跡地）	
アクセス	池袋駅東口（中央通路）から約380m		池袋駅東口（中央通路）から約570m、有楽町線「東池袋駅」から約40m 都電荒川線「東池袋4丁目」から約240m、「雑司が谷」から約220m	
事業手法	一般的な建築計画	前面道路拡幅、一団地認定による容積移転	市街地再開発事業（庁舎棟の建物整備までの開発）	市街地再開発事業（基盤整備までの開発）
案の概要	<p>区民センターの建替えと合わせ、現在の公会堂及び分庁舎A・B館の敷地を前提として、庁舎を整備する案である。</p> <p>新区民センターと新庁舎を合わせても、庁舎として必要な床面積30,000m<sup>2</sup>を確保することが困難である。</p> <p>区民センター及び分庁舎の工事期間中、代替の仮事務所と引越しが必要となる。（中池袋公園に仮事務所を建設し、区民センターと分庁舎について移転しつつ解体、整備を行うことを想定している。）</p> <p>また、整備費については、補助金等が見込めず、起債以外は区の自主財源で措置する必要がある。</p>	<p>案1と同様、区民センターの建替えと合わせ、現在の公会堂及び分庁舎A・B館の敷地に庁舎を整備する案である。</p> <p>想定する30,000m<sup>2</sup>の庁舎床を生み出すため、明治通りから、前面道路（10m）を12mへの拡幅するとともに、一団地認定により区民センター敷地の容積移転を計画する案である。これにより、約30,000m<sup>2</sup>の床の確保が可能となる。</p> <p>区民センター及び分庁舎の工事期間中の仮事務所等の必要性、整備費については、案1と同様。</p> <p>なお、道路拡幅により現本庁舎敷地が減少する。</p>	<p>日出小学校跡地を含む45番街区とその北側の46番街区を一体化し、都市再開発法に基づく組合施行による再開発事業により庁舎を整備する案である。</p> <p>はじめに45番街区側に住宅棟を建設し、庁舎棟建設工事は、住宅棟の着手から概ね3年後の46番街区居住者が住宅棟に移転したのち着手する。</p> <p>住宅棟と庁舎棟を一体の建物として建築することにより、敷地の有効利用と効率的な建築計画が可能となる。</p> <p>日出小、児童館跡の土地・建物の活用により、庁舎棟として必要な床の約4割程度を取得できる可能性があるため、整備経費が最も少ない。</p> <p>ただし、周辺地権者の再開発の進捗に合わせ、庁舎建設の方針等について、平成17年度中には決定する必要がある。</p>	<p>案3と同様、45番街区と46番街区を一体化し、都市再開発法に基づく組合施行による再開発事業を行うが、再開発事業としては、45番街区に住宅棟の建設する一方、46番街区側については、庁舎建設までは行わず、建設予定地の基盤整備までを行う案である。</p> <p>案3と同様、平成17年度中に45番街区に住宅棟を建てることを含め、再開発事業について区の意思決定が必要となる。</p> <p>基盤整備後の土地に庁舎建設を実施するかどうかの決定、建設する場合の時期等については、選択の幅が広がる一方、更地に庁舎単体を建設することになるため、案1・2と同様、案3に比べ、建設費が高くなるほか、効率的な建築計画とならない。</p>
床面積	約23,500m <sup>2</sup> （駐車場除く）	約30,000m <sup>2</sup> （駐車場除く）		約30,000m <sup>2</sup> （駐車場除く）
整備イメージ				
完成時期	任意（着手後約10年）		平成26年度以降	任意（平成26年度以降）
整備費	約148億円 (含：建設費130億、解体費5.5億、仮事務所12.5億)	約184億円 (含：建設費166億、解体費5.5億、仮事務所12.5億)	約80～90億円（増し床取得価格）	約165億円
活用可能な土地・手法	現本庁舎（評価額約90億円） ・信託、PFI、貸付、売却等	現本庁舎（評価額約90億円） ※ ただし、道路拡幅による資産減少あり。 ・信託、PFI、貸付、売却等	現本庁舎（評価額約90億円） 公会堂、分庁舎（評価額約37億円） ・信託、PFI、貸付、売却等	現本庁舎（評価額約90億円） 公会堂、分庁舎（評価額約37億円） ・信託、PFI、貸付、売却等